

資料3 「平成18年度「港湾空港局」包括外部監査(19年3月公表)」

1 埋立事業に対する監査意見(原文の抜粋)

本来、埋立事業の基本的な事業方法は、市債を財源として整備し、元利償還は分譲土地の売却収入で賄うことが原則である。しかしながら、北九州市港湾空港局の臨海土地造成事業全体の状況を見ると、現時点で全ての分譲土地が売却できたとしても、臨海土地造成事業の市債の全てを償還することが出来ない状況となっている。

このように、現在の資産価値で償還費が賄えない状況の中では、制度上は長期の借入を可能とした市債の借換えについても、いたずらに将来の金利負担の増加を招くことにほかならず、行うべきではない。

抜本的には一般会計からの資金投入を行うことによって、市債を早期に償還し、利息負担を軽減することができる。

しかしながら、一般会計から資金を投入することになれば、市民の税金を投入することになり、これまでの一般会計からの資金投入のない事業手法を改めることになるのであるから、その原因を明確にし、市民に説明する責任が北九州市にあるはずである。

2 監査意見の根拠

平成17年度末時点で、竣功済の未売却地を全て売却できたと仮定すると、

ア 売却収入(1,083,400 m²) 33,645百万円…

イ 平成18年度以降の償還 47,526百万円…

ウ 償還できない額

_____ - _____ = 13,881百万円

(注) 響灘(西部)は、未竣功のため算定の対象から除外